

## 2019年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】

本市の医療費給付費分の応能割合はおおむね78%（平成30年12月現在）と、県内他市との比較でも高い状況となっており、低所得者に配慮した割合となっています。

しかしながら、一般会計からの法定外繰入金の段階的な解消と県内保険税率の統一化を見据えて、本市の税率を標準保険税率に近づけていくため、応益割合を引き上げていかなければならない状況となっています。

今後とも、被保険者の皆様の税負担に配慮しながら、保険税率統一化への対応を図るとともに、医療費の適正化や収納率の向上、保険者努力支援制度による歳入の更なる獲得を目指すなど、税率の圧縮に努めてまいります。

（所管：国保年金課）

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】

子どもの均等割、特に多子世帯において保険税負担が重くなる問題は、公的保険制度の在り方を検討する中で、その財源等を含めて、国で議論されるべき問題であると捉えていますので、医療制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、速やかに結論を出すように国に要望してまいります。

（所管：国保年金課）

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答】

国保加入者は所得の低い方が多く、他の医療保険と比較して所得に対する保険税負担が重いことは、全国的な問題であると認識していますが、国民健康保険制度の費用負担の在り方については、国において議論すべき問題であると考えています。

また、平成30年4月以降、国保の財政運営の責任主体は、都道府県となりましたので、被保険者の皆様の負担に対しては、都道府県において議論すべき問題であるとも考えています。

したがって、本市が税率を引き下げる等のために法定外繰入金を増額する考えはありません。

（所管：国保年金課）

**(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。**

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

**【回答】**

国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第 25 条の規定に基づき対応しており、本市では、7割・5割・2割の軽減措置を設けています。減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に適用するため、減免基準について、一律に生活保護基準の 1.5 倍とすることは考えていません。

税の申請減免制度の周知については、窓口や納税相談時に減免制度についても説明していますが、引き続き、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等により周知を図ってまいります。

(所管：国保年金課)

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】**

災害による減免についても、新座市国民健康保険税条例第 25 条の規定に基づき減免の可否や実際の減免額を判断していることから、現状では基準の拡大は考えていません。

(所管：国保年金課)

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

本市では、平成 23 年 10 月 24 日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。災害により資産に重大な損害を受けた方や失業などにより収入が著しく減少した方などが生活保護基準に近い収入しか得られていない場合に、入院時の一部負担金について、事前の申請に基づき減免等を行うものです。平成 30 年 10 月から段階的に生活保護基準が見直され、今までの減免対象者が、対象外とならないように減免対象範囲を広げる要綱の改正を行いました。

減免の所得基準につきましては、生活保護基準額に対して 1000 分の 1155 を乗じて得た額以下の世帯については免除、1000 分の 1155 を乗じて得た額を超え 855 分の 1080 を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。

本改正は、国の基準に基づき行ったものであり、同基準に基づく減免に対しては、国の財政支援が行われるものです。制度の拡充は、市独自の財源を必要とするものとなりますので、これを行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

一部負担金減免制度の周知については、窓口において説明するほか、市ホームページ、国保年金課窓口でのチラシの設置・配布や、国保加入手続時、国民健康保険税納税通知書発送時及び保険証更新時に本制度が記載されたパンフレットやチラシを同封し、周知を徹底していますが、被保険者の皆様に対し、一部負担金減免制度が更にわかりやすくなるよう、案内チラシ等の改善に努めてまいります。

なお、一部負担金の減免の申請については、一定の条件を満たす必要があります。そのため、世帯の状況や事由を詳細に聞き取り、個別に審査をしなければならないことから、申請者によって用意していただく書類が異なります。申請書類の提出につきましては、この審査に必要な事項を御記入いただくものとなりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：国保年金課)

**(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください**

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

**【回答】**

本市では、納税者の皆様の自主納付を前提としていますが、納税が困難な方に対しては、納税相談等の機会を通じて収入支出の状況や所有財産の状況、滞納原因等を確認しています。

特に、御指摘の国民健康保険税につきましては、関係課が連携を図り、国民健康保険短期被保険者証を交付する対象者について、別途納税相談の機会を設けており、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しているところです。

今後も、納税相談等の機会を通じ、必要に応じて生活保護制度や消費生活相談等を案内し、納税者の実態に即した対応を心掛けてまいります。

(所管：納税課)

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】**

①のとおり、本市では、納税が困難な方に対しては、納税相談等の機会を通じて収入支出の状況や所有財産の状況、滞納原因等を確認しており、その上で、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないよう十分に配慮し、滞納整理を進めています。

一方で、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむ

を得ず差押えを執行しているところです。なお、その際には、差押禁止財産あるいは差押禁止額等の法令上の規定を遵守し、執行しています。

(所管：納税課)

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。
- ② 窓口留置は行なわないでください。
- ③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

国民健康保険資格証明書の交付については、災害その他の特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税の納期限から厚生労働省で定める期間（1年間）が経過するまでに当該保険税を納付しない場合は、保険者間の税負担の公平性を図る観点から、世帯主に被保険者証の返還を求めた上で、資格証明書を交付しています

今後も、国民健康保険税の収納率向上対策の一つとして、継続して実施していく考えです。

なお、本市では、平成23年10月の更新時から、資格証明書の裏面に、病気及び負傷等の特別な事情が生じたときは、被保険者証を交付する旨の記載をしています。

(所管：国保年金課)

**(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

- ① 委員を公募制にしてください。

**【回答】**

新座市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する国民健康保険税の税率や賦課方法等重要事項を審議する重要な役割を持っています。

このため、国民健康保険事業に対する専門的な知識と識見が必要な審議内容であるため、公募は馴染まないと考えます。

(所管：国保年金課)

- ② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

新座市国民健康保険運営協議会の委員構成は、医療関係者や有識者の他に、被保険者を代表とする委員及び被用者保険等保険者を代表とする委員に委嘱を行っており、広く市民の意見を取り入れています。

(所管：国保年金課)

**(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】**

特定健康診査（以下、「特定健診」という。）の本人負担につきましては、平成26年度から無料としており、今年度も引き続き無料で実施します。

（所管：国保年金課）

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】**

特定健診の実施期間については、朝霞地区医師会の意見を踏まえ、朝霞地区4市（朝霞市、新座市、志木市、和光市）が同じ健診期間として決定しているため延長はできませんが、全額自己負担で健診を受診した方に対して、特定健診の項目を満たしている場合に、1万円を上限に市が助成する補助金の制度を設けていますので、健診期間以外の受診については、この制度を利用することができます。

特定健診の健診項目についても、朝霞地区医師会と協議の上、朝霞地区4市で決定しています。国が定めている特定健診の基本項目に加え、平成21年度から、貧血検査や心電図検査などの項目を追加し、平成30年度からは新たにe-GFR値の追加を行うなど、健診項目の充実を図っています。

（所管：国保年金課）

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】**

これまで、いきいき広場やすこやか広場等での健康教育、健康相談の実施、また介護予防事業の一貫として平成26年度から始まった「元気アップ教室」への保健師の参加など、住民とともに健康づくりに取り組んでまいりました。

また、今年度には、平成27年3月に策定した「第2次いきいき新座21プラン」（第2次新座市健康づくり行動計画・新座市食育推進計画・新座市歯科口腔保健推進計画）の中間評価を実施しますが、引き続き、本計画に基づき、個人の健康づくりを地域全体で支え、多様な地域活動との連携を図る健康長寿のまちづくりを目指します。

保健師の増員に関しては、毎年複数名の保健師を採用し、増員を図っていますが、出産・育児休暇や退職などにより、増員後の定員を維持することが厳しい状況にあります。

今後も可能な限り保健師の増員を図り、地域の健康づくりに取り組んでまいります。

（所管：保健センター）

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】**

特定健診データ等の個人情報につきましては、新座市個人情報保護条例を遵守し、厳正に管理しています。

（所管：国保年金課）

## 2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

### 【回答】

法令に規定されている資格証明書及び短期被保険者証の発行については、被保険者間の負担の公平性、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点から、国及び埼玉県後期高齢者医療広域連合の方針に基づき対応しています。

なお、保険料滞納者に対しては、文書及び電話による催告並びに臨戸等により、納付相談等の機会を設け、実情を十分に把握・検討し、きめ細かな対応に努めているところです。

(所管：長寿はつらつ課)

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

### 【回答】

本市の長寿・健康増進事業（後期高齢者人間ドック及び宿泊、入浴施設の利用助成など）は、県内他市町村と比較しても充実した助成内容となっており、助成件数も年々増加傾向にあります。

そのような中、引き続き、広く被保険者に御利用いただくためには、これ以上の拡充を図ることは、現在の厳しい財政状況から困難な状況です。

(所管：長寿はつらつ課)

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

### 【回答】

後期高齢者健康診査並びにがん検診（個別検診、集団検診）及び成人歯科検診（個別検診は40歳以上5歳刻み、集団検診は18歳以上）は、市が指定する医療機関で無料で受診できます。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合（広域連合）の事業として、75歳年齢到達者を対象とした無料の歯科検診も実施されています。

なお、より詳細な検査項目を希望される場合、5,000円の自己負担で人間ドックを受診することもできます。

(所管：長寿はつらつ課)

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

### 【回答】

第7期介護保険事業計画における地域支援事業の平成30年度分の総事業費は、5億8,270万5,000円を見込んでいましたが、平成30年度決算における総事業費は4億9,247万153円と約9千万円、見込みを下回った結果となっています。

平成30年度事業費が計画の見込みを下回った理由として、総合事業のサービス利用が当初の見込みを下回ったこと等が挙げられます。また、効果的な事業を実施するための改善等の見直しをしたところ、当初の予定より事業費が下回る結果となっています。

事業費は見込みを下回っていますが、サービス等を抑制したためではなく、効果的かつ市民サービスの充実を念頭におきながら事業を改善した結果であると考えています。

今後についても、しっかりと事業評価を行い、速やかに改善・見直しをするとともに、適切なサービス及び事業が実施されるよう工夫してまいります。

引き続き、市民の皆様に喜ばれる地域支援事業の実施に努めてまいります。

(所管：介護保険課)

## **(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。**

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

### **【回答】**

訪問型サービスAでは、掃除、洗濯及び調理といった生活援助のみを提供するための研修を市が実施することにより新たな担い手を創出しています。

この研修については、近隣3市の合同開催で民間企業に委託し、三日間にわたって講義や確認テストを行い、全日程に出席することで修了としています。また、修了後には事業所とのマッチングの時間を設け、就労につなげる機会を創出しています。

受講定員は、1回の研修につき40人で、平成30年度までに203名が受講し、うち164名が修了しています。しかしながら、実際の担い手になっている状況ではないことから、サービスや研修の在り方について検討してまいります。

事業所については、訪問型サービスAを実施している事業所が11か所、通所型サービスAを実施している事業所が5か所です。平成29年度から開始したサービスで、事業所は微増していますが、A類型だけで事業所を運営することは困難だとの声も伺っています。そのため、今後についても、主に既存の事業所が新たなサービスとして追加する形が継続すると思われます。

B類型については、現在、実施していません。多様なサービスの実施により、かえって既存の住民若しくは市民活動等の縮小を招くおそれがあることから、対象となる活動の範囲、対象者の考え方及び事業実施の効果等について整理した上で、実施を検討してまいります。

(所管：介護保険課)

## **2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。**

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

### **【回答】**

本市の総合事業におけるサービス類型は「従前相当（現行相当）サービス」のほか、「サービスA（緩和した基準によるサービス）」を実施しています。

今後も専門職によるサービス提供が必要な方に対し、サービス提供できるよう事業所の確保及び運営に対する支援に努めてまいります。

（所管：介護保険課）

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

**【回答】**

本市では、緩和した基準によるサービスとして、資格要件を緩和した訪問型サービスAを創設しています。訪問型サービスAでは、市が実施する研修修了者を新たに雇用し、サービス提供できるようにすることにより、既存の専門職は重度者の対応へとシフトされ、今後増加が見込まれる要介護者へ引き続きサービスが提供されるものと考えています。

今後も市が実施する研修の修了者を増やし、指定訪問型サービスA事業所への就労支援を進めてまいります。

訪問型サービスAの単価については、志木市、朝霞市及び本市による同一の基準となりますので、3市で検討を進めてまいります。

（所管：介護保険課）

**3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。**

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

**【回答】**

高齢者の在宅支援については、身体機能の向上だけでなく、多方面からの支援が重要であると考えています。そのため、本市では、第7期介護保険事業計画において、日常生活圏域ごとに、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される体制づくりを推進するように重点的に取り組む事項を位置付けています。

具体的には、地域包括ケアシステムの基本理念である「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進」「地域ケア会議の推進」「高齢者の住まいの安定的な確保」の五つの重点事項について、各圏域の実情に応じた取組をしっかりと進めてまいります。

（所管：介護保険課）

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

**【回答】**



認知症当事者への支援策として、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員の配置、オレンジカフェ（認知症カフェ）等の事業を実施しており、それぞれの事業が相互に連動し、効果を発揮していると考えています。

特にオレンジカフェ（認知症カフェ）については、市内3か所に設置し、毎回多くの方が参加しています。相談ができるよう専門職を配置しており、家族の不安軽減及び適切なサービスにつながる等の効果が出ています。

認知症の方に関わる方への支援策としては、ひとり歩き高齢者等家族支援サービス事業、家族介護者教室、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ講座、認知症支援ガイドブック（認知症ケアパス）の作成及び普及推進、認知症高齢者見守り模擬訓練、高齢者見守りステッカー配布事業を実施しています。

特に、高齢者見守りステッカー配布事業は、警察とも連携して実施しており、利用者の方に喜ばれています。

また、認知症高齢者見守り模擬訓練は、市内7か所にある全ての高齢者相談センターで実施しており、多くの方が参加しています。高齢者相談センターの職員や介護事業所職員が迷い人になりきって模擬訓練を実施することから、参加者から「本当に認知症の方のようで、声をかけるのに勇気が必要だった。」、「どのように声をかけていいか悩んだが、練習できてよかった。」等の感想を頂き、地域の見守りに資する取組として好評を得ています。

（所管：介護保険課）

### **(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

#### **【回答】**

定期巡回・随時対応型訪問介護については、介護が必要な状態になっても一人一人の暮らしに合った在宅生活を支えるため、医療や介護、予防だけではなく、生活支援サービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの要のサービスの一つと考えています。

本市においては、平成28年2月に北部方面に1か所の事業所を整備しており、年々利用者は増加していますが、職員の人材確保や採算に見合う利用者の確保は、引き続き課題となっています。既存のサービスからの切替えが難しいという点や、サービスの利用回数に関わらず、月額の設定報酬のため、重度要介護者等多くのサービスを希望する方にとっては、他のサービス利用に制限が生じる等の点が、介護支援専門員がこのサービスを活用する際の障壁になっていると思われま。

課題克服のためには、まず介護支援専門員（ケアマネジャー）に本サービスの具体的な活用イメージや事業の実態を正確に周知し、理解を促進することで、潜在的なニーズを掘り起こすことが重要であると考えます。

今後も安定的な運営を支援していく等、事業所の実態を把握、連携してサービスの拡充につなげてまいります。

（所管：介護保険課）

## **4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

**(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】**

介護労働者の人材確保や処遇改善については、今後ますます高齢化が進展していく中で良質なサービスを提供していくために重要な課題の一つであると認識しています。

このことについては、介護業界全体の問題であり、国を挙げての対策が必要と考えますので、機会を捉えて、国に要望してまいります。

本市としましては、市が指導監督権を有する地域密着型サービス事業所について、必要に応じ介護従事者の勤務形態を精査し、また、労働環境の改善等の指導に努めてまいります。

なお、埼玉県では、平成25年から老人福祉施設協議会、介護老人保険施設協会等5団体と連携し、「埼玉県介護職員しっかり応援プロジェクト」を設置し、介護職のイメージアップ、魅力ある職場づくりの推進、介護職員の給料アップ等を目指し、介護人材の確保、定着に向けた取組を実施しています。

こうした埼玉県の介護職員雇用促進事業等の取組について、周知資料を窓口を設置したり広報にいざに掲載する等、事業のPRに努めてまいります。

(所管：介護保険課)

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

**【回答】**

外国人の技能実習制度の活用について、現在、市内の特別養護老人ホーム等を運営している法人に確認したところ、受入れを実施している法人はありませんでした。

平成31年4月から外国人の新たな在留資格として、介護の技術と日本語の試験に合格するなど一定の技能や経験がある外国人を対象とする「特定技能」という資格が創設されました。また、埼玉県においては、外国人人材確保事業として日本語能力の習得に係る費用や住居費の一部を補助する仕組みを創設しています。

本市としましては、国や県の動向に合わせて、適正な活用が図れるよう市内の介護保険施設等に対し、情報提供等に努めてまいります。

(所管：介護保険課)

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】**

平成31年4月に国が「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を作成し、市としても、市内事業所に対し周知を行いました。

今後も実地指導の際にマニュアルを活用した対策に取り組むよう再度周知を行ってまいります。

(所管：介護保険課)

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】**

特別養護老人ホームの施設サービスについては、平成31年4月から新たに開設された広域型の特別養護老人ホーム100床を含めて広域型が6か所661床、地域密着型の小規模施設が2か所58床整備されています。

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスも併せ、引き続き介護保険サービスのニーズに合わせて施設整備計画を進めてまいります。

(所管：介護保険課)

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答】**

令和7年(2025年)には団塊の世代が75歳を超える超高齢社会を迎え、要介護認定者及び介護給付費が増加していく中で、それを支える側の人口は減少していくと見込まれています。本市においても、この状況にどう向き合っていくかが課題となっています。

低所得者の方が施設利用等の介護サービスを制限されないような制度運用について、機会を捉えて市長会等を通じて国に意見を上げてまいります。

(所管：介護保険課)

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】**

特別養護老人ホームの入所については、原則、要介護3以上の方が対象になっていますが、要介護1及び2であっても、認知症や知的障がい等居宅において日常生活を

営むことが困難であると認められる場合は、特例として入所が認められています。

特列入所の手続については、入所申込者の状況等を十分に勘案した上で、各施設が主体となって判断をしています。埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針において入所申込を受けた施設は、市町村へ報告を行う義務があり、入所申込者が特列入所に該当するか否か市へ意見を求めることができることとなっています。

施設から意見を求められた場合には、入所希望者の状況等を十分に勘案し、適切に対応してまいります。

(所管：介護保険課)

## 6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

### 【回答】

平成30年度(2018年度)の交付金の額は1,885万7,000円で、本市の予算項目の地域支援事業費に充当しています。

地域支援事業費は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした総合事業に充てる予算です。具体的には、介護予防講演会や体操教室、ウォーキング教室、住民運営の通いの場へリハビリテーション専門職を派遣するなどの利用者に直接的に介護予防普及を図る事業のほか、地域の高齢者の様々な相談に対応する総合的な役割を担う「地域包括支援センター」の委託や認知症等の高齢者を支援するなどの利用者への支援事業です。

国は、保険者機能強化推進交付金制度の目的を「高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進すること」としており、本趣旨に沿った適切な使途となるよう、引き続き本交付金を活用してまいります。

(所管：介護保険課)

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

### 【回答】

令和元年度(2019年度)の交付金については、現在、評価指標の該当状況調査の提出を行ったところです。交付金の額については、昨年度と同等になる見込みです。

今後のスケジュールとしては、令和元年7月に評価結果・配分内示額の提示があり、12月に交付決定という流れになります。

交付金の使途については、平成30年度と同様に地域支援事業費として、利用者の皆様の自立支援・重度化防止等に向けた取組に活用していく予定です。

(所管：介護保険課)

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

### 【回答】

要介護認定率の変化に関する評価指標については、ただ数字を追うだけではなく、そこから見える課題点などを考察することが重要だと考えています。それ以外の指標についても、その評価指標の狙いや目的についてしっかりと考察し、今後の計画策定や事業の実施につなげてまいります。

(所管：介護保険課)

## 7、 介護保険料を引き下げてください。

### (1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

#### 【回答】

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、介護保険事業費の見込み、要支援・要介護認定者数の見込み等から、3年ごとに見直すこととなっています。

昨年度からの第7期計画期間における介護保険料率の設定については、介護保険給付費支払準備基金の取崩しや高所得者層の保険料率の見直しにより、保険料基準額の上昇の抑制を図りました。

また、低所得者に対する負担の軽減を図るため、第6期に引き続き第7期においても公費を投入した第1段階の保険料の引下げを実施していますが、今年度からは第1段階の保険料を更に引き下げ、第2段階についても新たに引下げを実施します。

(所管：介護保険課)

### (2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

#### 【回答】

低所得者への保険料軽減については、今年度から公費を投入して第1段階の保険料を更に引き下げ、第2段階についても新たに引下げを実施することから、独自の保険料軽減は考えていません。

また、減免制度については、災害等による法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方に鑑み、これを超えての独自の減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

(所管：介護保険課)

### (3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

#### 【回答】

保険料の納付が困難な方から来庁や電話により相談を受けた際は、納付困難な事情を聴き取り、納付の時期についての確認や分割納付の案内、また、必要に応じて生活保護制度を案内しています。

(所管：介護保険課)

### (4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこ

なっているか教えてください。

**【回答】**

第7期計画では、地域包括ケアシステムの基本理念を踏まえ、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進」、「地域ケア会議の推進」、「高齢者の住まいの安定的な確保」の五つの事項を重点的に、各圏域の実情に応じた取組を進めています。

上記五つの重点事項は、おおむね計画どおり事業を進めており、更に充実したものとなるよう取り組んでいます。

(所管：介護保険課)

**8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

**【回答】**

利用料の減免制度については、災害等による法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方に鑑み、これを超えての独自の減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

また、本市において、生活保護基準を目的とした減免基準はありません。

なお、上限額を超えて支払った場合に、超えた分を払い戻す高額介護サービス費等の制度があります。

(所管：介護保険課)

**9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

**【回答】**

高齢者相談センター及び市で受ける高齢者虐待の相談件数は、毎年100件を超えています。その中で、実際に高齢者虐待として判断した件数は、平成29年度は4件あり、うち1件は、息子からの介護・世話の放棄・放任があったとして、緊急的な分離（緊急ショート利用）を行いました。

高齢者虐待の防止には、高齢者虐待に対する早期発見・早期対応が重要となることから、県が設置している虐待通報ダイヤルについて、広報にいぎに掲載するとともにチラシを関係機関窓口を設置することで、周知を図っています。

また、民生委員・児童委員を対象とした高齢者虐待関連の講習会においても、高齢者虐待の通報窓口について周知しています。

(所管：長寿はつらつ課)

**3. 障害者の人権とくらしを守る**

**1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

**【回答】**

地域生活支援拠点につきましては、国及び県の基本方針として、令和2年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

本市においては、「相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり」を地域の実情に合わせて構築していくため、まずは、地域のニーズや状況把握に努め、相談支援事業所やグループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、令和2年度末までに必要な機能を整備することを目標に検討を進めてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

**【回答】**

地域の相談支援事業所やグループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、整備を行ってまいります。その上で、行政として必要な整備があれば予算化の検討をしてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

**【回答】**

緊急時の迅速な相談や受入先、体験の機会や場所の確保は、地域で安心して暮らしていくための重要な課題の一つだと考えていますので、地域の相談支援事業所やグループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、整備を行ってまいります。

(所管：障がい者福祉課)

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

当事者の声が反映されるよう、新座市地域自立支援協議会の相談支援部会等を活用しながら、地域のニーズや状況把握を行い、本市における必要な機能を整備してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

**<参考>**

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
  - GH 併設型
  - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

## 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

### 【回答】

平成28年度に実施した「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」において、本市に居住する障がい者の約10%の方が、グループホームや福祉施設で暮らすことを希望しているとの結果が出ています。

この調査は3年に1度実施しており、今年度が調査該当年度となっていますので、調査項目の見直しを行い、グループホーム利用のニーズの把握に努めてまいります。

また、現況でグループホームへの入居を希望している方については、障がい者福祉課ケースワーカーと民間事業所の相談支援専門員が協力しながら、個々の希望に沿うよう対応しています。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

### 【回答】

今年度、「障がいのある人もない人も共に暮らせる新座市をつくるための調査」を実施しますので、グループホーム利用のニーズの把握に努め、今後の新座市障がい福祉計画において検討してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

### 【回答】

緊急時の迅速な相談や受入先、体験の機会や場所の確保は、地域で安心して暮らしていくための重要な課題の一つだと考えていますので、地域の相談支援事業所やグループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、障害者地域生活支援拠点事業により、緊急対応についての体制整備を検討してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

## 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。



(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】**

平成31年1月から、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、所得制限が導入されました。本市においても、財政状況等を勘案し、同要綱ののっとして、所得制限を導入しました。

なお、現時点において、本市単独で、所得制限及び年齢制限の撤廃を導入することは検討していません。

また、一部負担金等については、導入していません。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】**

本市では、現物給付の広域化については、県が主体となり、統一化した制度を確立するよう県に対し、要望しています。

なお、朝霞地区4市内（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）で協定を締結している医療機関等で受診する場合は、外来で1医療機関の1か月の自己負担額が21,000円未満のときに、現物給付を実施しています。

現物給付の利用できる地域を朝霞地区4市以外の地域へ拡大するためには、当該地域の医師会と朝霞地区医師会の協議及び調整が必要となることから、非常に難しい問題であると考えます。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

**【回答】**

精神障がい者に対する医療費助成として、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者に対して重度心身障がい者医療費を助成しています。

また、本市単独で自立支援医療（精神通院医療）に係る医療費の助成をしています（対象者は、自立支援医療の所得区分が非課税者。課税者については、精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る。）。

そのため、本市単独で、精神障がい者保健福祉手帳2級所持者を重度心身障がい者医療費助成制度の対象者に含めることや入院医療費を対象とすることは非常に困難ですが、県に対し、精神障がい者に対する医療費助成制度の拡充を要望しています。

(所管：障がい者福祉課)

**4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。**

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

**【回答】**

本市においては、平成14年4月1日から新座市障がい児（者）生活サポート事業を

実施しています。

(所管：障がい者福祉課)

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

利用時間については、1年につき150時間を利用上限時間としています。

本市においては、利用者の利用促進を図るため、利用者の負担軽減策として、利用料の助成を行っており、利用上限時間の拡大については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

障害児(者)生活サポート事業については、事業に要する費用の3分の1の額を利用者が負担するものですが、本市においては、障がい児に対しては、生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、1時間当たり450円から950円(全額)まで、県の補助対象とならない障がい者に対しては、1時間当たり450円の利用料を助成しています。

そのため、利用者の更なる負担軽減については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると難しい状況です。

(所管：障がい者福祉課)

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

現行においては、県の補助が本市の人口規模により年額200万円を上限としているため、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、利用者の負担軽減を図ることは難しい状況です。

そのため、県に対して、引き続き補助金額の拡充等制度の改善を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

**5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

本市では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度については、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方を対象としています。

また、介助者付き添いや介助者運転も含め支給対象としており、所得制限や年齢制限を設けていません。

さらに、鉄道・バス共通乗車カード助成事業として、パスモやスイカなどのＩＣカードに対する助成事業も実施するなど制度の拡大も図っています。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

近隣の朝霞地区４市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）では、ほぼ同様の制度を実施しています。

県に要望できる機会には、県に対し、補助事業の復活を要望してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

**6、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】**

市では、避難行動要支援者支援制度をより実効性のあるものとするため、真に支援が必要な方を支援できるよう対象者要件の見直しを行いました。今後、該当する方々に通知を送付し、名簿登録を案内する予定です。

なお、避難行動要支援者名簿の枠を拡大する考えはありませんが、避難行動要支援者名簿は、家族の有無にかかわらず登録するものですので、家族がいる場合でも避難行動要支援者の対象要件に該当していれば登録は可能です。

(所管：危機管理課)

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

本年２月に「新座市地域防災計画」を改訂し、現在、民間施設及び公共施設を含めて次の９施設を福祉避難所に指定しています。

- ①菜々の郷 ②福祉の里 ③第一老人福祉センター ④殿山亀寿苑  
⑤新座市児童発達支援センター ⑥そらーれ新座 ⑦第二老人福祉センター  
⑧みかんの里 ⑨晴和苑

これらの福祉避難所については、二次的な避難所として位置付けており、市内の指定緊急避難場所（４２か所）に避難されてきた方のうち、重度の治療を必要とする方については病院へ移送し、寝たきり等、日常生活に全介助が必要な方や精神障がい等配慮を要する方などについて、順次、福祉避難所に移送していくこととしています。

したがって、登録制については、現段階では考えていません。

(所管：危機管理課)

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

市では、自らの安全は自ら守るという理念を基本として、市民や事業者等に対して、平常時から最低3日分の物資を備蓄するよう啓発に努めています。

一方で、災害時に住家が全壊した等の被災者への支援を行うため、避難者想定人数等に基づき、食料や生活必需品等の備蓄目標を設定し、その維持・管理に努めており、指定避難所となっている各施設に設置した防災備蓄倉庫等で管理しています。

こうした救援物資については、在宅避難している方々に対しても提供することとしており、避難所以外に配送することは考えていませんが、避難所へお越しいただければ、救援物資を提供することはできます。

(所管：危機管理課)

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者への情報提供に同意している方の情報については、平常時から町内会等の避難支援等関係者に提供し、地域支援者の選出や日頃の見守り活動等に努めていただいています。

一方で、災害時には、情報提供に同意していない要支援者の情報についても、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、情報を提供することとしており、市としては、避難支援等関係者を中心に提供することを想定しています。

(所管：危機管理課)

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

**【保育】**

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】**

本年4月1日時点の待機児童数は、68名ですが、幼稚園や家庭保育室を利用中または求職活動休止中、育児休業の延長可能な申請者を含めると、133名です。前年同時期は147名であり、比較すると14名の減少となっています。

(所管：保育課)

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**

0歳児334人、1歳児625人、2歳児737人、3歳児677人、4歳児700人、5歳児707人 計3,780人(公立保育所、法人保育所、認定こども園の定員20%拡大)

(所管：保育課)

**(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。**

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**

本市では、保育園の新設、増改築等の実施により、定員増に向けた取組を行ってまいりましたが、待機児童の解消に至っていない状況です。

引き続き、保育園の新設、増改築等による整備を進め、待機児童の解消を図ってまいります。

(所管：保育課)

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

育成支援児童については、事業者の方針等も踏まえた上で検討してまいります。

(所管：保育課)

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

認可施設へ移行する認可外保育施設に対する補助については、本市では、国の補助制度に基づく認可保育園へ移行するための整備費補助を実施しています。

引き続き、国の補助制度を活用した整備費補助を行うとともに、国への交付金の増額については、埼玉県を通じて要望してまいります。

(所管：保育課)

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

本市では、市単独補助として、保育士に限らず、法人保育園で勤務する常勤職員1人につき月額10,000円を補助し、保育士等の処遇改善を行っています。

今後についても、国の動向を注視し、必要に応じた予算措置を図ってまいります。

(所管：保育課)

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】**

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象外として、これまで実費徴収の対象であった主食費に加え、新たに副食費が実費徴収の対象となりますが、国では、今回の無償化の実施に伴い、その趣旨に反して負担増となる世帯が発生しないよう、副食費の免除対象を拡充する考え方を示しています。

本市においても、国の方針に沿った取扱いの実施について検討してまいります。

(所管：保育課)

#### 4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

##### 【回答】

市内小規模保育施設及び家庭保育室を含む認可外保育施設に対して、年1回定期的に立入調査を実施しています。また、必要に応じて、随時立入調査を実施する場合があります。

(所管：保育課)

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

##### 【回答】

本市においては、現在、保育所の統廃合や利用者負担額の増額等の予定はありません。また、保護者の育児休業取得による在園児の退園勧告は行っていません。

(所管：保育課)

##### 【学童】

#### 5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

##### 【回答】

狭あい化、大規模化している施設については、対応可能な箇所から順次整備を行う予定です。

令和元年度については、大和田放課後児童保育室の整備を行い、令和2年度から開設予定となっています。また、池田、陣屋、栗原の放課後児童保育室についても令和2年度に整備を予定しています。

(所管：保育課)

#### 6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を

施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

本市では、新座市社会福祉協議会及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を放課後児童保育室の指定管理者として運営を行っています。

本市としても、支援員は専門性が高く、採用が比較的困難な職であると認識していますので、安定した支援員の雇用を可能とするため、勤務形態、処遇等について、両指定管理者と協議してまいります。

なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金については、本市では平成26年度から活用しており、今後も活用してまいります。

（所管：保育課）

**7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】**

本市においても、放課後児童保育室の大規模化、狭あい化が進んでおり、適正な保育環境を維持していくには、基準の適用は必要であると考えています。

一方で、基準の適用により、施設整備や支援員の確保も必要となるため、その対応には大変苦慮している状況です。

放課後児童保育室の運営については、地域によって状況が異なることから、各自治体で判断する必要があると考えており、現時点で規制緩和を行うことは考えていません。

（所管：保育課）

**【子ども医療費助成】**

**8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えています。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】**

平成25年4月1日診療分から、こども医療費対象年齢を入院、通院ともに18歳年度末まで拡大しており、継続して実施できるよう努めてまいります。

（所管：こども給付課）

- (2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】**

国のこども医療費助成制度創設及び県の助成対象年齢の拡大につきましても、引き続き要望してまいります。

（所管：こども給付課）

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

#### 【回答】

本市では、「保護のしおり」を生活支援課のカウンター上に設置し、市民が自由に手に取れるようにしています。

「保護のしおり」には、生活保護制度は日本国憲法第 25 条の理念に基づく制度であること、生活保護利用者の権利・義務、申請から決定までの流れ、扶養義務は保護の要件でないことについても明記しています。

また、保護の基準額等については、複雑な計算式に基づき算出されているため、生活保護利用者及び利用を考えている方にとって分かりづらいものとなっていますので、ケースワーカーや面接相談員から基準額等を丁寧に説明するよう努めています。

(所管：生活支援課)

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

#### 【回答】

本市では、市役所の各部署で生活困窮に関する相談があった場合には、生活保護制度を所管する生活支援課窓口につながるよう連携を図り、また、地域の民生委員や高齢者相談センター等との連携体制を整え、生活困窮に関する相談に対応できるように努めています。

(所管：生活支援課)

### 2. 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

#### 【回答】

本市では、保護の申請に当たり、「保護の開始等の意思表示が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきである」との厚生労働省からの通知（平成 26 年 4 月 18 日付け社援発 0418 第 359 号）を順守し、制度の説明を行った上で申請意思を確認し、申請に係る手続を実施しています。



(所管：生活支援課)

**3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。**

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】**

「生活保護決定・変更通知書」には、支給額や保護変更等の大切な内容が記載されていますので、通知書に不明な点がある場合は、生活保護利用者の方が正しく理解できるようケースワーカーが家庭訪問等を行い、丁寧な説明を行っています。

また、「生活保護決定・変更通知書」のわかりやすい書式の導入については、生活保護システムの更新時等に検討します。

(所管：生活支援課)

**4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】**

現在、本市の現業員数は標準数を満たしています。今後も、保護世帯数の動向を注視し、必要な適正数を配置してまいります。

現業職員については、定期的に生活保護制度及び他法他施策に関する勉強会を実施しているほか、積極的に各種研修に参加するなど、資質の向上に努めています。

(所管：生活支援課)

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】**

埼玉県の法外援護である修学旅行準備金については、対象世帯に文書を郵送し、申請手続を行うよう周知しています。

また、申請状況を定期的に確認し、未申請の世帯に対しては、家庭訪問等により再度手続を促し、支給漏れがないよう努めています。

なお、制服買替費用については、昨年の基準改定により臨時的一般生活費での対応が可能となったことから、今年度から埼玉県の外援護から対象外となっています。

(所管：生活支援課)

**6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年 7 月には熊谷市で 41・1 度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】**

近年の記録的な猛暑により、冷房器具の必要性や夏季の光熱費負担が増していることは承知しています。

そこで、今年度の「保護の実施要領、医療扶助運営要領及び介護扶助運営要領の改正に関する意見」において、夏季加算の必要性について検討するよう要請しました。

なお、エアコン等冷房器具購入費の助成制度については、その需要を明確に把握していませんので、現在のところ、国や県に要請する考えはありません。

(所管：生活支援課)

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】**

生活に困窮されている方の情報が福祉事務所の窓口につながるよう、庁内各課では、市民の方から生活に困窮しているとの相談を受けた際には、生活支援課相談窓口を案内することとしています。また、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を生活支援課内に直営で設置し、広く相談を受け付けています。

生活困窮者自立支援制度の利用相談において、生活保護の必要性がある場合は、相談者に生活保護制度を説明し、保護申請について案内を行っています。

(所管：生活支援課)